

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

1 処分名

いわき市小名浜港運動施設使用許可

2 所管部課等名

いわき市商工観光部産業・港湾振興課 電話 22-1162

3 根拠条例等

いわき市小名浜港運動施設管理条例(昭和61年3月26日いわき市条例第3号)

(使用の許可)

第3条 小名浜港運動施設を使用しようとする者は、あらかじめ申請書を提出し、市長の許可を受けなければならない。

いわき市小名浜港運動施設管理条例施行規則(昭和61年いわき市規則第8号)

(使用許可の申請)

第4条 条例第3条の規定により使用の許可を受けようとする者は、小名浜港運動施設使用許可申請書(第1号様式。第7条において「許可申請書」という。)により市長に申請しなければならない。申請後にその内容を変更するときも、同様とする。

(使用の許可)

第5条 市長は、前条の規定により使用許可の申請があつたものについて使用の許可をしたときは、小名浜港運動施設使用許可書(第2号様式。次条において「許可書」という。)を申請者に交付する。

4 審査基準

使用の許可申請を受理した順序に許可するものとし、申請書の順序が同時のときは、申請者による協議又は抽選の方法により許可するものとする。

5 標準処理期間

申請書を受理後、審査基準に基づく審査を行い、その場で小名浜港運動施設使用許可証を申請者に即日交付する。

6 作成年月日等

- (1) 作成年月日 平成9年9月10日
- (2) 改正年月日 平成11年4月1日